

要介護認定等に係る個人情報等の開示及び提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）に係る事務の透明性を確保し、被保険者の権利利益を保護するため、本市が保有する要介護認定等に係る個人情報等を本人に開示する手続及び本人死亡の場合に遺族に提供する手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示する個人情報)

第2条 この要綱により開示する個人情報は、次に掲げる文書に記録されている個人情報とする。

- (1) 認定調査票
- (2) 主治医意見書
- (3) 介護認定審査会資料（認定調査票の調査結果を厚生労働省から配付されたコンピュータ・プログラム（同等の機能を持つコンピュータ・プログラムを含む）により処理することにより得た帳票をいう。）
- (4) 介護保険審査判定結果総合記録票
- (5) 審査部会議事録

(開示の申出をできる者)

第3条 被保険者及びその家族は、要介護認定等をした区長（以下「区長」という。）に対し、当該被保険者に関する個人情報の開示の申出（以下「開示の申出」という。）をすることができる。ただし、被保険者の家族は、当該被保険者の委任を受けるものとする。

(開示の申出)

第4条 開示の申出をしようとする者は、区長に対して、要介護認定等に係る個人情報開示申出書（様式第1号。以下「開示申出書」という。）を提出するものとする。

- 2 開示の申出をしようとする者は、区長に対して、自己が当該開示の申出に係る個人情報の本人又はその家族であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示するものとする。

(開示しないことができる個人情報)

第5条 区長は、開示の申出に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該個人情報を開示しないことができる。

- (1) 開示の申出をした者以外のものに関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示の申出をした者以外のものの正当な権利利益を侵害するおそれがある

あるもの

(2) 個人の診断を伴う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

(開示の実施)

第6条 区長は、開示申出書の提出があった場合は、前条の規定により開示の申出に係る個人情報を開示しないことができるときを除き、速やかに開示の申出をした者に対し、開示の申出に係る個人情報を当該個人情報が記録されている文書の閲覧又は写しの交付の方法により、開示するものとする。

2 区長は、前項の開示をする場合において、当該開示に係る個人情報に主治医の意見が含まれているときは、あらかじめ当該医師に対して主治医意見照会書（様式第2号）により照会し、主治医意見回答書（様式第3号）によりその意見を聴くものとする。ただし、主治医意見書特記事項にて当該意見を開示することの適否について当該医師の意見が確認できる場合は新たに意見を聴く必要はない。

(死者に関する情報提供)

第7条 区長は、被保険者本人が死亡している場合、被保険者の父母、配偶者若しくは子又はこれらに準ずる者（以下「遺族」という。）の申出により次に掲げる文書に記録されている要介護認定等情報（以下「認定情報」という。）を提供するものとする。

(1) 認定調査票

(2) 主治医意見書

(3) 介護認定審査会資料（認定調査票の調査結果を厚生労働省から配付されたコンピュータ・プログラム（同等の機能を持つコンピュータ・プログラムを含む）により処理することにより得た帳票をいう。）

(4) 介護保険審査判定結果総合記録票

(5) 審査部会議事録

(提供の申出)

第8条 前条に規定する認定情報の提供の申出をしようとする遺族は、区長に対して、要介護認定等提供申出書（様式第4号。以下「提供申出書」という。）を提出するものとする。

2 遺族は、前項に規定する提供申出書を提出するときは、区長に対して、自己が当該提供の申出に係る認定情報の遺族であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示するものとする。

(提供しないことができる認定情報)

第9条 区長は、提供の申出に係る認定情報が次の各号のいずれかに該当するものである

ときは、当該認定情報を提供しないことができる。

- (1) 被保険者以外のものに関する情報を含む認定情報であって、提供することにより、当該提供の被保険者以外のものの正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの
- (2) 個人の診断を伴う事務に関する認定情報であって、提供することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

(提供の実施)

第10条 区長は、提供申出書の提出があった場合は、前条の規定により提供の申出に係る認定情報を提供しないことができることを除き、速やかに提供の申出をした遺族に対し、提供の申出に係る認定情報を当該認定情報が記録されている文書の閲覧又は写しの交付の方法により、提供するものとする。

2 区長は、前項の規定により認定情報を提供する場合において、当該提供に係る認定情報に主治医の意見が含まれているときは、あらかじめ当該医師に対して主治医意見照会書（様式第5号）により照会し、主治医意見回答書（様式第3号）によりその意見を聴くものとする。ただし、主治医意見書特記事項にて当該意見を提供することの適否について当該医師の意見が確認できる場合は新たに意見を聴く必要はない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、要介護認定等に係る個人情報等の開示及び提供に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。